

間取り図

舞鶴市の移住促進施策にかかる
同意書

1. 空き家バンク登録物件について宅地建物取引業者と媒介契約を締結済みですか？

はい 担当業者名 _____

いいえ

↓

- ・本物件に対して、市が担当宅地建物取引業者を割り当てること。
- ・入居希望者から売買もしくは賃貸借の申し込みがあった場合、契約仲介を担当宅地建物取引業者が行なうこと。
- ・法定の契約仲介手数料の負担すること。

2. 市が固定資産税課税資料（名寄帳）を閲覧及び取得すること。

3. 市が固定資産税課税資料（名寄帳）を担当宅地建物取引業者に提供すること。

4. 市が評価証明書及び公租公課証明書を取得すること。

5. 市が評価証明書及び公租公課証明書を担当宅地建物取引業者に提供すること。

6. 移住促進に係る、Web ページ掲載に関すること。

舞鶴市長 様

上記について、すべて同意します。

令和 年 月 日

物件所有者
住 所

氏 名

⑩